

法人、所得、相続・贈与税改正等は「一体改革」のなかで

平成23年度税制改正、租税特別措置法 関連の改正のみ実現へ

つなぎ法の適用期限が切れる6月末が目前に迫るなか、平成23年度税制改正の行方がようやく見えてきた。

本誌取材によると、平成23年度税制改正法案では、平成23年度税制改正により新設・拡充あるいは適用期限が延長される予定となっていた租税特別措置法のみが実現する見込みだ。また、平成23年度で廃止予定の租税特別措置はそのまま廃止となる。

一方、法人税率引下げ、課税ベース拡大、給与所得控除の見直し、相続・贈与税の税率構造の見直し、環境税の導入など「抜本的な改正」については今回は成立が見送られる。これらは、「社会保障と税の一体改革」のなかで、消費税率の引上げ議論とともに再度検討される方向となっている。

国税通則法の改正も見送りへ

平成23年度税制改正の行方は、企業の予算、タックスプランニングにも影響を与えることから、多くの企業、実務家が現在の状況には困惑しているようだ。

ただ、つなぎ法の適用期限が6月末に迫っており、これ以上の引き延ばしはできない状況となっている。こうしたなか、ここに来てようやく平成23年度税制改正の方向性が見えてきた。

本誌取材によると、今回改正が実現しそうなものが、平成23年度税制改正法案のうち、平成23年度税制改正により新設（グリーン投資減税、雇用促進税制など）・拡充あるいは適用期限が延長される予定となっていた租税特別措置だ（後述の「抜本的な改正」に絡むものは除く）。また、平成23年度税制改正で廃止が予定されていた租税特別措置は、そのまま廃止される方向。つなぎ法の対象となった措置のなかには平成23年度税制改正で廃止が予定されていたものも含まれており、これらは6月末をもって廃止となるので注意したい（今号6頁以下の表参照）。

一方、法人税率引下げ、課税ベース拡大、給与所得控除の見直し、相続・贈与税の税率構造の見直し、さらに、現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例（環境関連税制）」など「抜本的な改正」については今回は成立が見送られる見込みとなっている。

ここでいう「抜本的な改正」には、租税特別措置も含まれる。たとえば、中小企業の軽減税率のさらなる引下げ措置（18%⇒15%）は租税特別措置の拡充であるが、今回は見送りとなる（「18%」の税率は延長される）。また、たとえば試験研究費税制＜総額型＞に係る税額控除限度額の特例（措法42条の4の2。以下「試験研究税制特例」という。現在、つなぎ法により、平成23年6月30日まで適用期限が延長）の廃止は法人税率引下げの財源として位置付けられ、法人税率引下げと表裏一体であるため、今回は廃止が見送られることになる（本誌398号6頁に関連記事）。

また、「20歳以上の者が直系尊属から贈与を

受けた場合」における贈与税率（改正措法70条の2の3）は平成23年度税制改正で新設予定の租税特別措置ではあるが、やはりこれも「抜本的な改正」の1つであるため、成立は見送られることになるだろう。

このように「抜本的な改正」がすべて見送られる方向となった背景には、民主党単独では平成23年度税制改正法案を成立させられないなか、自民党などが難色を示している法人税、所得税、相続・贈与税などの改正について、限られた時間のなかでの与野党間の調整は困難との判断がある。逆に、租税特別措置の新設・拡充・適用期限延長・廃止をすべて成立させるこ

ととするのも、やはり1つひとつの制度について与野党で議論する時間的猶予がないことが最大の原因といえよう。

このほか気になるのは、更正請求期間の延長や更正等に係る理由附記の実施などを盛り込んだ国税通則法の改正だ。国税通則法の改正は税収との関連は薄く、「抜本的な改正」といえるかどうかは微妙なところだが、「納税者権利憲章」の策定が盛り込まれるなど、民主党政権を象徴する改正ともいえる。ただ、国税通則法の改正に対しては自民党が難色を示していることなどから、現段階では不成立となることが確実といえよう。

改正見送り項目の今後の行方は？

平成23年度税制改正での実現が見送られる法人税、所得税、相続・贈与税、環境税といった「抜本的な改正」項目の今後の行方だが、現在政府が進めている「社会保障と税の一体改革」のなかで、消費税率の引上げ議論とともに再度検討されることになる方向だ。

これは、平成21年度税制改正法に盛り込まれ、消費税を含む税制の抜本的な改革の道筋を明らかにした「附則104条」とも整合してい

るといえる。附則104条1項では、「経済状況が好転すれば遅滞なく消費税を含む税制の抜本的な改革を実施できるよう、事前に法制上の準備を整えておく観点」から、政府に対し平成23年度中に法制上の措置を講ずることを義務付けており、この規定を踏まえると、抜本的な改正項目については、平成23年度中すなわち「平成24年度税制改正」において議論されることになるだろう（コラム参照）。

コラム 改正法附則104条に基づく消費税率アップ等の法案化の時期

平成21年度税制改正法附則104条は、平成23年度中において消費税を含む税制の抜本的な改革について「必要な法制上の措置を講ずる」ことを政府に求めるものであり（同条1項）、消費税のみならず、個人所得課税、法人課税、資産課税、税制全体のグリーン化、納税環境整備など、幅広い分野を対象としている（同条3項）。そして、「必要な法制上の措置を講ずる」とは、すなわち税制改正法案を提出することを意味している。ただ、ここで気になるのは、こうした税制抜本改革が、「平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させること」を前提としている点だ（同条1項）。この点については、当局の解説によると、「税制の抜本的な改革の実施時期は経済状況の好転時期によって変わり得るとしても、法制上の措置自体は、経済状況の如何や好転時期に関わらず、平成23（2011）年度までに講ずべきものと解される」とされており、法案自体は平成23年度中、すなわち平成24年度税制改正に盛り込まれることに留意する必要がある。